

復興大臣らが

JOCA東北を視察

伊藤忠彦復興大臣および鈴木憲和復興副大臣が市を訪れ、（公社）青年海外協力協会（JOCA東北）を視察しました。

大臣らは、東日本大震災直後から市と連携して行ってきた被災者支援活動や地方創生の取り組みなどの説明を受けた後、同協会や鈴木副市長と意見交換を行い、施設内を見学しました。（11月27日）



▲説明を受ける伊藤復興大臣（正面左）、鈴木復興副大臣（正面右）

包括連携協定を

締結しました

（株）マイナビフットボールクラブと市は、地方創生の推進などを目的に、包括連携協定を締結しました。

今後、さらなる相互連携と協力を図り、双方が保有する物的・人的・知的資源を有効活用し「未来を担う子どもの育成」など、持続可能な地域社会の形成および地域全体の活性化に取り組んでいきます。（11月15日）



▲（株）マイナビフットボールクラブ
本棒陽一代表取締役社長執行役員（左）

模範となる功績をあげた方を

顕彰しました

青少年顕彰式を開催し、2人を顕彰しました。（12月4日）顕彰を受けた方とその功績については、次のとおりです。
今後のさらなる活躍を期待します。



鈴木 杏奈さん（岩沼西中2年）
功績：令和6年度SUBARU日本カヌースプリント選手権大会 令和6年度日本パラカヌー選手権大会 パラカヌー女子200mクラス：KL-3 第2位



楠本 憲新さん
（仙台商業高等学校3年）
功績：第69回全国高等学校軟式野球選手権大会準優勝、東東北大会優勝、宮城県大会優勝

市長を表敬訪問しました

貞山堀を練習場所とする東北大学ボート部の部員4名と豊原副部長が、今年度の活動報告を兼ねて市長を表敬訪問しました。

9月に行われた第51回全日本大学ロイヤリング選手権大会で、ボート競技の男子エイトで全体7位、女子クオドルプルで全体4位となったことを報告し、部員は「岩沼の方から温かい支援をいただき、感謝しています。練習を重ね、来年は今年よりも上位を目指します」と話しました。（12月4日）

9月29日には第70回秋季海上運動会が貞山堀で開催され、地域住民の皆さんが招待レースに参加するなど、地域との交流も盛んに行われています。



▲左から東北大学ボート部
柏木さん、石井さん、
安藤さん、奥野さん



▲秋季海上運動会の様子

寄付・寄贈いただきました

北長谷米米倶楽部から岩沼西小学校へ、ひとめぼれ約270キロが寄贈されました。寄贈されたお米は、給食で全校児童に提供されました。(11月6日) (1)

JA岩沼市から防災用ポータブル電源8台とソーラーパネル16台、母子健康手帳ケース300個を寄贈いただきました。防災用ポータブル電源などは市内小・中学校で災害時などに、母子健康手帳ケースは子育て支援に活用されます。(11月14日) (2)

(株)畑惣商店から、坊っちゃん石鹸400個を寄贈いただきました。8年連続で寄贈された坊っちゃん石鹸は市内の小学校に配布されました。(11月15日) (3)

JA名取岩沼からクマ用箱わな3基とイノシシ用箱わな3基を寄贈いただきました。農作物などの獣害防止活動に活用されます。(11月25日) (4)

一休会(岩沼小学校昭和32年卒業生)から寄付金をいただきました。いただいた寄付金はまちづくりの一助として活用されます。(11月26日) (5)

(株)菊地電機から企業版ふるさと納税を活用した寄付金をいただきました。寄付金はハナトピア岩沼リニューアルに関する事業に活用されます。(12月4日) (6)

ありがとうございます。



▲JA岩沼市齋新一郎
▲母子健康 経営管理委員会
手帳ケース 会長(右)



▲米米倶楽部穴戸嘉克さん(左)と
給食委員会の皆さん



▲JA名取岩沼板橋廣志代表理事組合長
(前列左から2人目)、菅原君城代表理事
専務(後列左)、岩沼市鳥獣被害対
策実施隊の皆さん



▲(株)畑惣商店
畑惣太郎代表取締役(右)



▲(株)菊地電機菊地厚志
代表取締役(右)



▲右から一休会鬼澤洋美さん、
猪股義雄さん、鍵茂代表

令和7年岩沼市二十歳を祝う会を 開催します

日時／1月12日(日) 13時30分
(受付：12時30分～)

場所／市民会館 大ホール

対象／平成16年4月2日～17年4月1日生まれの方

駐車場は、市民会館北側駐車場を優先的にご利用ください。ゲート式(駐車券レス・車両ナンバー読み取り方式)の駐車場で駐車料金が発生します。

参加者には入庫後3時間まで無料となる駐車サービス券を当日受付で配布します。

入庫後3時間以降は30分ごと100円ずつ発生します。(24時間最大500円)



▲駐車場利用に
ついて



問／生涯学習課 (23-0844)

低未利用土地等確認書の発行

国の特例措置により、令和7年12月31日までの間に個人が都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合(譲渡後にその低未利用土地等の利用がされる場合に限る)、長期譲渡所得から100万円の控除が受けられます。特例措置の適用を受けるためには、確定申告時に当該土地の所在市区町村長が発行する「低未利用土地等確認書」が必要です。

適用となる譲渡の主な要件／

- ①譲渡の年の1月1日時点で所有期間が5年を超えるもの
- ②譲渡の対価の額の合計が800万円を超えないこと
- ③譲渡者と特別の関係(配偶者など)がある者への譲渡でないこと

※その他の要件、申請に必要な様式など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問／

まちづくり政策課
(23-0199)



▲市ホームページ